

I 奈良県地域福祉推進大綱

		平成28年度～30年度（現行計画）	
1	基本理念	すべての県民が、相互に人格と個性を尊重し合うとともに支え合いながら、安心して暮らすことができる地域社会の実現を目指す。	
	分類	施策等体系	説明
2	目指す地域のすがた	1 共生のコミュニティの再生	県内全域において、地域の住民等が積極的に福祉的活動に参加し、相互に支え合う小地域で共生のコミュニティの再生を目指します。
		2 県域セーフティネットの構築	地域特性に応じたインフォーマルサービスが様々な実施主体により展開され、各分野の福祉制度（フォーマルサービス）が補完された総合的な県域セーフティネットの構築を目指します。
		3 社会的包摂の実現	誰もが地域から排除されない社会的包摂（ソーシャル・インクルージョン）の実現を目指します。
		4 暮らしやすい地域の実現	幅広い視点で地域福祉活動を継続的に実践することにより、暮らしやすい地域へと成長し続ける奈良県の実現を目指します。
3	県域の地域福祉の推進	1 様々な分野や人をつないで推進します。	県はコーディネート役として、福祉分野や様々な分野を、また、地域支援にかかわる人（主体）を、市町村や関係機関・団体につなぐことにより、地域の課題解決や地域福祉の質の向上を図ります。
		2 県及び県社会福祉協議会が核となり推進します。	県及び県社会福祉協議会が核となり、市町村や市町村社協等と調整を図りつつ、広域的かつ戦略的な施策を展開します。
		3 協働・連携して推進します。	地域住民、県、市町村、社会福祉協議会、社会福祉法人、民間団体等の幅広い参画のもと地域の課題を共有し、課題解決に向けて協働・連携しながら、持続可能な地域福祉のシステムを構築します。
		4 地域福祉を広い概念で捉えて推進します。	地域福祉を広い概念で捉え、分野を超えて地域福祉の向上につながる、より効果的・効率的な取組を拡大します。
		5 人材育成、機運醸成を推進します。	地域福祉を担う感性を持った人材の育成・確保に取り組むとともに、地域住民等の理解促進、地域福祉に取り組む機運醸成を図ります。
		6 具体的な取組を積み重ねて推進します。	地域住民の互助の精神を基本とした地域における支え合いの取組を積み重ねて、県内全域への普及を図ります。

		平成31年度～33年度（次期計画）		備考（見直し等の考え方）
		すべての県民が、相互に人格と個性を尊重し合うとともに支え合いながら、安心して暮らすことができる地域社会の実現を目指す。		考え方を継承し、引き続き実現に向けて取組推進
	分類	施策等体系	説明	備考（見直し等の考え方）
1	社会的包摂と社会参加の機会の確保	1 社会的包摂と社会参加の機会の確保	社会的排除や孤立を生まない社会的包摂（ソーシャルインクルージョン）と、誰もが役割を持ち、社会参加の機会が確保される地域社会の実現を目指します。	・社会的孤立を防ぐとともに、「支え手」「受け手」という関係を越えて、誰もが役割を持ち、社会参加の機会が確保されている社会の実現を盛り込む。
		2 共生の地域コミュニティの構築	住民が、生き辛さを抱えた人に寄り添い、幅広い視点で支え合い活動を実践する共生の地域コミュニティの構築を目指します。	・制度の狭間の課題に対し、従来の自治会等に代表される地縁型のコミュニティの再生に加え、同じ悩みを持つ者同士、あるいは対象を絞ったテーマ型のコミュニティの構築の概念を加える。
		3 福祉を支える人づくり	住民のくらしを支える福祉活動の担い手や福祉現場を支える専門職等、福祉を支える人づくりを目指します。	・住民のくらしを丸ごと支えるために不可欠な、地域福祉活動の担い手や福祉現場を支える専門職の確保等、福祉を支えるひとづくりに重点をおく。
		4 県域セーフティネットの充実	多様なインフォーマルサービス担う地域住民とフォーマルサービスを担う専門職が協働できる地域づくりを目指し、セーフティネットの充実を図ります。	・自ら助けてと言えない人へのアウトリーチ及び表出しをした課題の解決だけではない予防的アプローチの視点、また多様な支援主体の横断的な協働体制の構築を盛り込む。
2	分野や人をつなぎ、地域力を強化します	1 分野や人をつなぎ、地域力を強化します	県はコーディネート役として、様々な分野をつなぎ、「地域生活課題」を多様な主体と共有し、地域力の強化を図ります。	・分野別・縦割りを廃し、様々な人や分野をつなぎ、全世代、全対象にわたる「地域生活課題」を共有し、多様な専門職が地域と連携・協力しながら地域の福祉力の強化につなげていく。
		2 住民の機運醸成を図り、地域共生社会の仕組みづくりを進めます	地域福祉に取り組む住民の機運醸成を図り、住民の支えあいを基盤とした地域共生社会を構築します。	・地域福祉に取り組む機運の醸成と地域共生社会の仕組みづくりを目指す。
		3 福祉における多様な担い手を育成・支援します	住民に身近な圏域で、住民の福祉活動を支援する人材を育成・配置促進を図るとともに、福祉現場の担い手の育成・確保・定着支援を推進します。	・地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動者の育成、配置の促進及び福祉現場の担い手の養成、確保・定着、資質向上を図る等、福祉人材の最大活用に軸足を置いた表記とする。
		4 県と県社会福祉協議会が核となり、市町村と連携して進めます	県と県社会福祉協議会が核となり、広域的、戦略的な施策を展開するとともに、市町村や市町村社協等への支援を推進します。	・法定計画の趣旨である、県が市町村を支援するという概念を盛り込むと同時に、県社協が市町村社協を支援するという概念も盛り込み、広域で一体的な体制の構築を図る。
		5 地域福祉を支える共通基盤を整備します	市町村や関係機関と連携しながら、社会保障や福祉制度の充実をはかり、制度の狭間の課題に取り組む住民の支え合い活動を支援します。	・既存の社会保障や福祉制度等、福祉基盤の充実を図るとともに、制度の狭間や地域福祉課題の解決に向けて、幅広い機関や団体と協働・連携しながら支え合い活動を進めていくという視点を盛り込む。
		6 地域における、包括的支援体制の構築をめざします	福祉に関する個別計画との整合を図り、多様化、複雑化する住民の複合課題に対する包括的支援体制の構築をめざします	・福祉に関する個別計画との整合を図るとともに、地域を基盤し、多様化、複雑化する住民の複合課題に対応する包括的支援体制の構築を盛り込む。